

7／2（土）の行事

ふくらゆめ、ひがいよう。

【新北海道スマイル】

～新型コロナウイルスに強い北東道をつくる～

報道発表資料の配付日時 6月24日（金）15時00分

発表項目 (行事名)	'幌延風力発電事業更新計画 環境影響評価準備書'に係る公聴会の開催について				
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者			
		発表場所			
概要	<p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 幌延風力発電株式会社が作成した「幌延風力発電事業更新計画 環境影響評価準備書」について、公聴会を開催し、事前に申出のあった方から、環境の保全の見地からの意見を公述していただきます。 				
	<p>1 公聴会について 「幌延風力発電事業更新計画 環境影響評価準備書」について、経済産業大臣に意見を述べるに当たり、北海道環境影響評価条例に基づき、道が公聴会を開催し、公述人から環境の保全の見地からの意見を聴取します。</p> <p>2 開催日時及び場所 令和4年7月2日（土） 13：15～ 幌延深地層研究センター国際交流施設 会議室1及び2 （天塩郡幌延町宮園町1－8）</p> <p>3 公述人について 当該公聴会に関しましては、6月6日付けの告示により公述人の募集を開始、6月17日をもって終了し、1名の方から申出がありました。</p> <p>※公述人の募集を含む公聴会に関する情報については、北海道のウェブサイト（北海道の環境影響評価情報）にも掲載しています。 （https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/assessindex.html）</p>				
参考	<p><事業の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・種類 風力（陸上）発電所の設置（オトンルイ風力発電所のリプレース） ・規模 出力21,000kW ・事業実施区域 天塩郡幌延町 ・関係地域 天塩郡幌延町、豊富町及び天塩町 <p><添付資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・告示文（写） 				
報道（取材）に当たってのお願い					
他のクラブとの関係	同時配付	(場所) 宗谷総合振興局記者クラブ及び留萌振興局記者クラブ			
担当者（連絡先）	同時レク				
環境生活部環境保全局環境政策課環境影響審査係（担当者：課長補佐 石井）					
	ダイヤルイン 011-204-5981 内線 24-207				

北海道告示第 10798 号

幌延風力発電事業更新計画 環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）について道民その他の者の環境保全の見地からの意見を聞くため、公聴会を次のとおり開催する。

令和 4 年 6 月 6 日

北海道知事 鈴木 直道

1 公聴会の日時、場所

- (1) 日時 令和 4 年 7 月 2 日（土）午後 1 時 15 分から
(2) 場所 幌延深地層研究センター国際交流施設 会議室 1 及び 2
(天塩郡幌延町宮園町 1-8)

2 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名 称 幌延風力発電株式会社
(2) 代表者の氏名 代表取締役 牧原 健二
(3) 事務所の所在地 北海道天塩郡幌延町浜里 32 番地 4

3 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 幌延風力発電事業更新計画
(2) 種類 風力（陸上）発電所の設置
(3) 規模 出力 21,000kW

4 対象事業実施区域

天塩郡幌延町

5 関係地域の範囲

天塩郡幌延町、豊富町及び天塩町

6 公述人の決定等の手続

(1) 公述の申出

公聴会において準備書について環境保全の見地からの意見を述べようとする者は、令和 4 年 6 月 17 日（金）（当日必着）までに、公聴会において意見を述べたい旨及び意見の概要並びに住所、氏名及び電話番号を記載した書面を郵送又は電子メールにより北海道知事に提出するものとする。

- ・郵送先 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目（郵便番号 060-8588）
北海道環境生活部環境保全局環境政策課環境影響審査係
- ・アドレス kansei.kankyou@pref.hokkaido.lg.jp

(2) 公述人の決定

知事は、(1)による申出をした者及び学識経験のある者の中から公述人を定め、その公述人にその旨を通知する。

7 傍聴人の収容人員

約 20 人

8 その他公聴会の開催に関して必要な事項

北海道環境影響評価条例公聴会開催要領（平成 11 年 6 月 12 日施行）に基づき実施する。

- (1) 公聴会は、知事の指名する職員（以下「議長」という。）が主宰する。
- (2) 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。
- (3) 各公述人の発言時間は、それぞれ 15 分以内とする。ただし、公述人が多数に及ぶときは、発言時間を短縮することがある。
- (4) 公述人の発言は、準備書の記載事項以外の事項について発言してはならない。
- (5) 議長は、公述人が、準備書の記載事項以外の事項について若しくは定められた時間の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、その発言を禁止し、又は退場を命ぜることができる。
- (6) 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、公述人が事故その他やむを得ない事情により公聴会に出席できないと認められるときは、議長は、文書で意見を提出させ、職員にその朗読をさせることができる。
- (7) 議長は、公述人に對し質疑をすることができる。
- (8) 公述人は、質疑をすることができない。
- (9) 傍聴人は、傍聴券の交付を受けなければならない。
- (10) 傍聴券は、公聴会の当日、所定の受付で先着順により交付する。
- (11) 議長は、事故の防止その他必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。
- (12) 傍聴人は、公聴会において発言することができない。
- (13) 議長は、公聴会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、その秩序を妨げ又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。
- (14) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、会場に入室する際には手洗い、アルコール等（受付にて準備）で消毒を徹底し、会場内においてはマスクを着用すること。

9 公聴会の中止

議長は、天災地変その他の理由により公聴会を開催し、又は継続することが困難であると認めるときは、公聴会を中止することができる。この場合において、議長は、公聴会に代わる方法により、公述人の陳述を求めることができる。

10 公聴会に関する照会先

北海道環境生活部環境保全局環境政策課環境影響審査係

札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 電話 011-204-5981